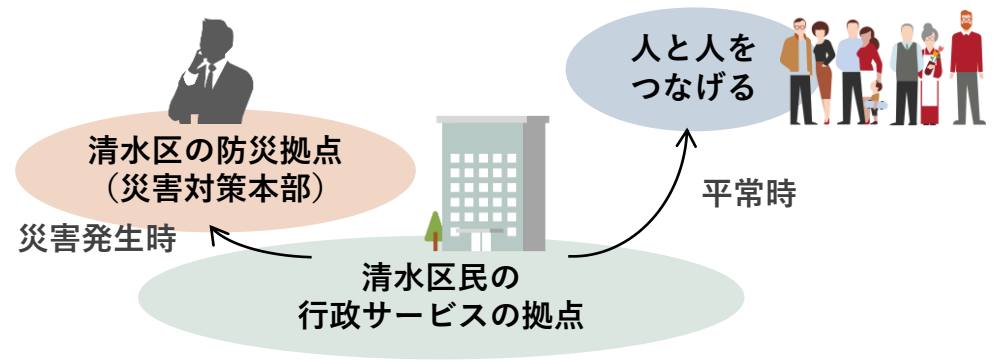

資料 3：議事資料

3（1）導入機能の整理

第6回検討委員会で決定した「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」により、整備の方向は現庁舎の改修となった。今後、より詳細な耐震性能を調べる第3次診断等を行い、その結果を踏まえて改修の詳細を判断する際には、「令和4年度 清水庁舎整備の方向（改修）」で示した考え方を達成した上で、「清水庁舎改修の基準となる考え方」に拠って、合理的な改修内容を決定する。

1 改修後の清水庁舎への導入機能

- 改修後の清水庁舎は、清水区民の行政サービスの拠点として、来庁者にとっても職員にとっても快適な庁舎として機能するとともに、地域の憩いの場としても使用される。
- 災害発生時には、周辺地域の「津波避難ビル」としての役割を果たすとともに区の災害対策本部として清水区の防災拠点となる。



	導入機能	導入方針	庁舎整備（改修）のポイント：優先課題
行政サービス	ユニバーサルデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザインに配慮にします 誰もが不便なく利用できる諸室を目指します 誰もが利用しやすい駐車場環境に配慮します 	<ul style="list-style-type: none"> 整備コストの抑制を念頭に、特に利用者の多い窓口フロア等において、ユニバーサルデザインや多様な人々の利用しやすさに最大限の配慮を行う
	分かりやすく手続きやすい 利用しやすい窓口機能	<ul style="list-style-type: none"> 手続きの円滑化により利用しやすい窓口フロアとします 安全安心に配慮します 	<ul style="list-style-type: none"> 行政サービスのデジタル化と市民ニーズの変化、それに応じた庁舎の役割の変化（手続きのための場所から相談・交流へ）から、市民が快適かつ安心して利用できる窓口フロアへ更新する
	機能的かつ効率的な庁舎機能	<ul style="list-style-type: none"> 業務効率を高めるオフィス環境を確保します 効率的に機能し続ける庁舎とします 	<ul style="list-style-type: none"> 清水庁舎の職員が快適かつ効率的に働ける環境へ更新する（老朽化した設備等の更新を最優先）
防災	災害に強い建物構造	<ul style="list-style-type: none"> 耐震性能を有した庁舎とします 対津波性能を有した庁舎とします 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保 <ul style="list-style-type: none"> 最大クラスの地震や津波に耐えられる建物（耐震性能ランクをⅠa） 災害後も防災拠点として業務継続が可能 民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たせる 津波避難ビルとしての役割を果たす機能を確保する
	災害時の業務継続機能	<ul style="list-style-type: none"> 区災害対策本部機能を確保します 	
まちづくり	周辺滞留者の生命を守る緊急避難機能	<ul style="list-style-type: none"> 周辺滞留者の生命を守る津波避難ビルとします 	
	人と人をつなげる機能	<ul style="list-style-type: none"> 市民の交流・活動の場を設けます 「清水」を感じさせる情報発信拠点とします 「清水はいいねえ。」と思える空間づくりをします 	<ul style="list-style-type: none"> 余剰スペースを活用して、市民利用のための会議室や多目的スペース等を積極的に導入する

2-1 ユニバーサルデザイン

庁舎整備(改修)の方向

1. ユニバーサルデザインを導入に配慮します

- バリアフリーを導入に配慮し、障がいのある方、高齢者、お子様連れの方など、誰もが移動しやすいゆとりある通路や配置にします環境を目指します。
- 「多言語表記」、「ピクトグラム（絵文字）」、「色での誘導」、「大きく見やすい案内板」など、わかりやすいサイン計画とします。
- ベビーカー利用者や車いす利用者等、誰もが利用しやすい環境を整備します環境を目指します。

2. 誰もが不便なく利用できる諸室を整備します環境を目指します

- 窓口業務のあるフロアには原則として多目的トイレ、授乳室、キッズコーナー等を整備配置し、快適な庁舎環境を確保します。
- 多様性に配慮し、様々な人々が心地よく利用できる設備を整備します環境を目指します。

3. 誰もが利用しやすい駐車場環境を整備しますに配慮します

- 車いす利用者や歩行困難な方、妊婦などの駐車スペースは、エントランスからの移動距離や車両間隔に配慮した計画とします。

2-2 利用しやすい窓口機能

庁舎整備(改修)の方向

1. 負担軽減に配慮し、手続きの円滑化により利用しやすい窓口フロアとします

- 窓口部門を利便性の良い低層階に集約し、短い移動距離で済ませられるような窓口環境を整備します。
- 見やすく分かりやすい案内板の設置や、ワンストップサービスを推進し、来庁者が迷わない窓口案内を行います。~~また、快適な待合環境を確保します。~~
- 窓口はデジタル活用を推進し、利用者目線で使いやすく・簡単・便利な窓口サービスを提供します。
- 行政手続きのオンライン化を推進し、効率化によって生まれるスペースには市民ニーズに即した機能の導入を目指します。

2. 安全安心に配慮します

- カウンターの工夫や個室相談室の設置など、プライバシーに配慮した窓口とします。
- 相談窓口を拡充するなど、困った人が対面で相談しやすい環境を整備します。
- 感染症対策に配慮した窓口とします。

2-3 機能的かつ効率的な庁舎機能

庁舎整備(改修)の方向

1. 業務効率を高めるオフィス環境を確保します

- ABWの導入も念頭に、関連性の大きい部局を適正に配置するとともに、テレワークの推進やフリーアドレス等により清水庁舎の職員の働き方に合ったオフィスレイアウトとします。
- 会議室や打合せスペース等を共用化し、稼働率の高い効率的な諸室配置とします。
- 機密レベルに応じた空間区分、書類管理など、セキュリティ面にも配慮します。

2. 効率的に機能し続ける庁舎とします

- 市民ニーズの変化や非常事態等に柔軟に対応するため、各階のレイアウトを同一化するなどレイアウト変更がしやすい可変性のあるオフィス環境とします。
- ICTの進展に対応したスマートビルとします。
- 感染症に配慮したレイアウトや設備を導入します。
- 設備・機器の更新により、静岡市地球温暖化対策実行計画で掲げる温室効果ガス削減目標：「51%削減」(対2013年度比)の達成に貢献します。

3-1 防災対策からみた清水庁舎の役割

防災対策からみた清水庁舎の機能と役割

災害時の防災拠点としての庁舎機能（耐震性能など）の確保

- 最大クラスの地震や津波に耐えられる建物（耐震性能ランクをⅠaとする）
- 災害後も防災拠点として業務継続が可能
- 民生支援（災害救助法適用後の罹災証明・各種支援など）で、中心的な役割を果たす

緊急避難場所としての役割

- 災害発生時、**発災直後から業務継続できるようにするだけでなく、特に津波発生時には、緊急避難場所としての役割を担う（現清水庁舎は浜田地区の津波避難ビルの一つに指定）**



< 災害発生時の清水庁舎の機能と役割 >

1 災害時の基本的な庁舎の役割

- 清水区災害対策本部の設置
- 庁舎業務を継続させる**
- ・ 応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能**

2 災害発生後の時系列に応じた役割の変化

[発災直後] 建物の機能を継続させる	<ul style="list-style-type: none"> ■ 耐震対策 ■ 津波対策 ■ 浸水対策 ■ ライフラインの途絶対策
[緊急避難] 緊急避難機能を提供する	<ul style="list-style-type: none"> ■ 津波避難ビル ■ 緊急避難スペース ■ 視認しやすい階段



3-2 防災拠点として必要な導入機能

庁舎整備(改修)の方向

1. 耐震性能を有した庁舎とします

- 最適な工法を選択し、本市の耐震計画を満たした地震に耐えうる庁舎とします。
- 非構造部材や建築設備の耐震対策に配慮し、地震発生後も津波避難ビルとしての機能と、応急活動、応急復旧活動を行うためのヘッドクォーター機能を確保できる庁舎とします。

2. 対津波性能を有した庁舎とします

- 官庁施設の対津波計画基準を満たした津波に耐えうる庁舎とします。
- 重要機能を気密室内や中層階以上に配置し、災害時の基本的な庁舎の役割を果たします。

3. 周辺滞留者の生命を守る津波避難ビルとします

- 構造安全性を有し、津波発生時に周辺滞留者を受け入れ、市民の生命を守ります。
- 周辺滞留者を受け入れやすい機能をもった庁舎とします。

4. 区災害対策本部機能を確保します

- 区民の生命と財産を守るため、指揮命令に必要な区災害対策本部室を中層階に確保します。
- 非常時優先業務を早期に直ちに実行できる業務環境を確保するための対策を行います。
- 非常用電源装置の設置、燃料の備蓄など、電気・燃料・水等のライフラインが途絶した場合にも、バックアップ機能を有する庁舎と対策に配慮します。

4 人と人をつなげる機能

庁舎整備(改修)の方向

1. 市民の交流・活動の場を設けます

- 庁舎内の会議室は、市民活動にも利用できるようにします。
- 行政情報や市民活動情報を確認できる情報コーナーを設けます。
- 人々が集まるスペースにおいて、障がいのある方も参加できる喫茶・売店などの運営の場を設けます。

2. 「清水」を感じさせる情報発信拠点とします

- 観光案内コーナー・掲示板等、清水の魅力や「~~イマが旬~~」~~なお知らせ~~を情報発信する場を設けます。
- ~~富士山や港を楽しみながら情報交換や打合せができるスペースを設けます。~~
- ~~お茶の香りが漂うような清水の食文化を感じられる施設とします。~~

3. 「清水はいいねえ。」と思える空間づくりをします

- 市民が気軽に立ち寄り、くつろげる庁舎とします。
- 市民の生活に寄り添った**明るい**空間づくりをします。

【前回から削除した内容】

- ~~待合スペースは、ギャラリーや市民ホールなど多用途に活用します。~~
- ~~まちなかの空きスペースを活用して打合せスペースなどの庁舎機能を外に置くことで、市民との協働の場を設けます。~~